

## 17 環境関係

### ア リサイクル・廃棄物

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
① 拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)	<p>廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」報告書(平成17年12月)】</p> <p>【「資源有効利用促進法施行令の一部改正」及び「資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令の一部改正」(平成17年度中公布予定)】</p> <p>【品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改正及びフォローアップの実施(平成17年10月)】</p>	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア①に移行)
③ 一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)	<p>一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。</p> <p>【循環型社会形成推進交付金制度にPFI事業を交付対象にした(平成17年度)】</p>	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア②に移行)
⑫ 一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)	<p>一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。</p> <p>そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。</p> <p>また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。</p> <p>さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体に異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。</p>		検討	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア③に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑩家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和 (環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア④に移行)
⑪自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について (経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。		検討	結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア⑤に移行)
21 廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化 (環境省)	廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続きを一括して行うことにより、事業者の行政手続きが大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ア⑥に移行)

## イ 地球温暖化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	下記により、総合的な対策を実施する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①aに移行)  (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①bに移行)  (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①cに移行)
	a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。				
	b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。				
	c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。				

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>d 地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定)では、経済的手法については、「効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」とされていたが、同大綱等を発展的に引き継いだ京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においては、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p> <p>二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。</p>				<p>○ (環境省)</p> <p>環境税については、平成20年度税制改正において創設を要望した。</p> <p>平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」と位置づけられた。</p> <p>地球温暖化対策に資する税制として、バイオ燃料や住宅の省エネ改修、省エネビルシステムへの税制措置を要望した。</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされた。</p> <p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。  <b>【「京都議定書目標達成計画」を閣議決定(平成17年4月28日)</b>  <b>【「エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正」(平成17年法律第93号)18年4月施行予定】</b>  <b>【「地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正」(平成17年法律第61号)18年4月施行予定</b>  <b>【第164回国会に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案を提出】</b>  <b>【第164回国会に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正案を提出】</b>  <b>【第164回国会に特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正案を提出】</b></p>				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①eに移行)
					(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①fに移行)
					(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①gに移行)
					(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ①hに移行)
②ガスパイプラインの建設促進 (経済産業省、農林水産省)	b 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】イ②に移行)

## ウ ヒートアイランド

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	措置済	逐次更新		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ①aに移行)
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。 【17年度末 報告書公表予定(国交省)】		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ①bに移行)
③人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ②に移行)
④人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ③に移行)
⑤ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。 【ヒートアイランド対策関係府省連絡会議にて、第1回対策進捗状況の点検結果の取りまとめ(平成17年7月)】		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ④に移行)
⑥地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】ウ⑤に移行)

エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
④ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質(いわゆるPM <sub>2.5</sub> )の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。			平成18年度までの調査研究等を踏まえ検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【環境関係】エ①に移行)